

# 日野市自殺総合対策基本計画

～ともに支え合う地域社会の実現のために～

《改訂版》

平成31年3月

日野市



## 自殺総合対策基本計画の改訂にあたって



日野市長 大坪 冬彦

平成 29 年の 1 年間、全国で 21,321 人の方が自殺で亡くなりました。ピーク時の平成19年の 33,093 人と比べると、10年間で 11,772 人の減少となっています。しかしながら、毎日 50 人を超える方が自ら命を絶っていること、10 代、20 代の若者の死因第一位が自殺であるなど、いまだ深刻な状況が続いていることに、変わりはありません。

日野市は、国の自殺総合対策大綱を受けて、自殺問題は地域の問題でもあるとの自覚から、一人ひとりが人を大切にし、ともに健康で、ともに支え合うまちをつくりあげていくことを目的に、平成 23 年に自殺総合対策推進条例を制定いたしました。平成 27 年には、この条例に基づいて自殺総合対策基本計画を策定し、事前予防・危機対応・事後対応の三段階に分けて、計画的に自殺対策を進めてまいりました。

このたび、国の自殺対策基本法の改正、自殺総合対策大綱の見直し等を踏まえ、市の実情に応じた、さらなる自殺対策を推進するために、自殺総合対策基本計画を改訂いたしました。

この改訂版の中では、既存計画の進捗や実績を基に、5 つの基本的な方向性(目標)を設定しています。

1. 自殺に対する市民意識の向上と地域での支援推進
2. 相談窓口の質の向上
3. 支援者ネットワークの充実
4. 日野市近接地域との連携
5. 地域の実態に即した重点的な支援

それぞれに位置づけられた施策を計画的に進めることで、「市民一人ひとりがかけがえのない『生命(いのち)』の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現」を目指してまいります。さらに、行政と様々な機関等の連携をこれまで以上に強化し、総合的な推進体制で進めてまいります。

最後に、この改訂作業に携わっていただいた、「日野市自殺総合対策推進委員会」の委員の方々をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成31年3月



# 目 次

## 第1章 計画の目的と位置づけ

- I 計画改訂の経緯と背景・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- II 計画改訂の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- III 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- IV 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- V 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

## 第2章 日本の自殺の現状

- I 日本の自殺者数、自殺死亡率・・・・・・・・ P.3

## 第3章 日野市の自殺の現状

- I 日野市の自殺の現状・・・・・・・・ P.5

## 第4章 自殺問題の解決に向けて

- I 日野市のこれまでの主な取組・・・・・・・・ P.10

## 第5章 日野市自殺総合対策基本計画

- I 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）・・・・・・・・ P.11
- II 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）の施策体系図・・・・・・・・ P.13
- III 目標を実現するための施策項目・事業・・・・・・・・ P.15
- IV 推進体制・・・・・・・・ P.23
- V 生きる支援に関連する事業の概要・・・・・・・・ P.25

## 資料編

- 資料一 I 日野市自殺総合対策基本計画の改訂経過・・・・・・・・ P.35
- 資料一 II 日野市自殺総合対策推進委員会 委員名簿・・・・・・・・ P.36
- 資料一 III 日野市自殺総合対策推進条例・・・・・・・・ P.37
- 資料一 IV 自殺対策基本法（平成28年4月改正）・・・・・・・・ P.41
- 資料一 V 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）・・・・・・・・ P.47



# 第 1 章 計画の目的と位置づけ

## I. 計画改訂の経緯と背景

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降 3 万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）が施行され、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。日野市でも平成 23 年 4 月に日野市自殺総合対策推進条例を施行し、それに基づき平成 27 年 3 月に策定した「日野市自殺総合対策基本計画」により、自殺対策を推進してきました。

「自殺対策基本法」の施行から 10 年目の平成 28 年 3 月には、自殺対策を更に強化するために自殺対策基本法の一部が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市区町村が、その地域の実情に応じた「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

## II. 計画改訂の目的

今回の改訂は、自殺に関する市の現状や社会情勢に鑑み、市が取り組むべき方向性や、重点施策等を明確にし、さらに自殺対策を推進することを目的とします。

なお、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引き」（厚生労働省）等の内容を踏まえて、改訂するものです。

## III. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として改訂するものです。

また、日野市の長期計画である「第 5 次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）」との整合性を図ります。

## IV. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年（平成 31 年）から 2023 年（平成 35 年）の 5 年間とします。また国の対策と連動させる必要があることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、適宜内容の見直しを図ります。

## V. 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。国は、2017年（平成29年）7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（平成38年）までに、自殺死亡率※注1を2015年（平成27年）と比べて30%以上削減させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市では当面の数値目標として、2015年（平成27年）の年間自殺死亡率について、2026年（平成38年）までにおおむね30%以上の削減を目指します。

【日野市換算人数】

2015年（平成27年） → 2026年（平成38年）  
30%以上削減  
18.8（34人） → \*13.1以下（24人）

\* 日野市では、国や東京都と比べて人口が少ないため、単年の自殺者数だけ見ていくと、自殺死亡率の変動が大きくなりすぎることから、本計画の2026年（平成38）の数値目標は、直近3年間（2024年から2026年）の平均を使います。

※注1：人口10万人当たりの自殺者数



## 第2章 日本の自殺の現状

### I. 日本の自殺者数、自殺死亡率

#### 自殺対策の分析にあたって

本計画の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

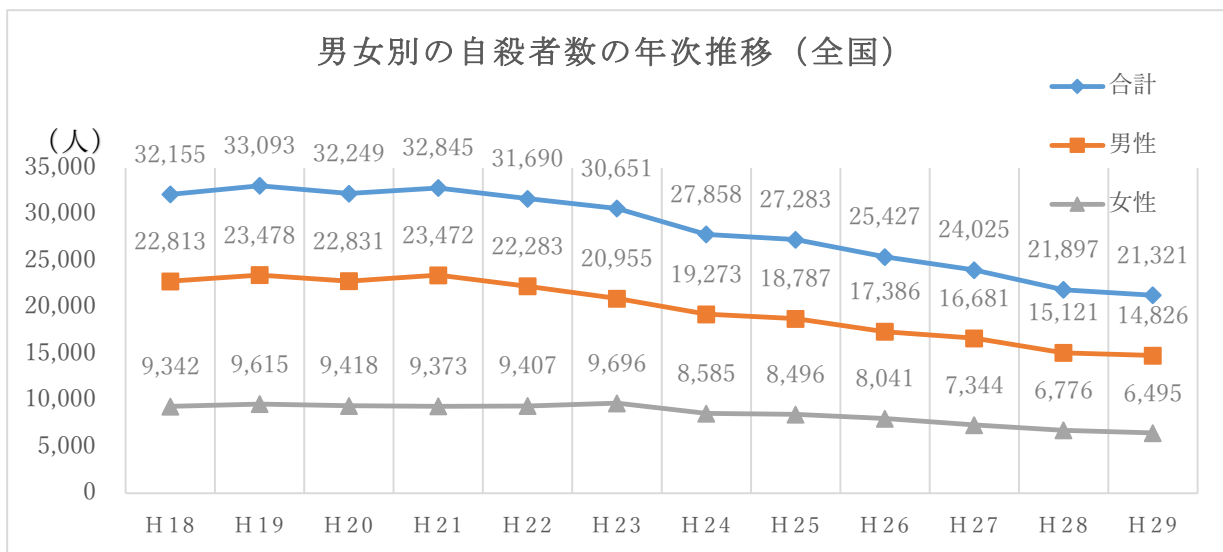
- 1) 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- 2) 事務手続き上（訂正報告）の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は捜査等により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上しています。
- 3) 項目の差異：警察庁の自殺統計は「職業別」「原因・動機別」といった項目があるが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

#### (1) 全国の状況

平成29年の自殺者数は21,321人となり、対前年度比576人（約2.6%減であり、平成22年以降は8年連続の減少となります。

自殺者数の推移（図1-1）を男女別にみると、男性は8年連続の減少であり、平成7年以来、22年ぶりに15,000人を下回りました。女性については、6年連続で減少し、昭和53年から開始した自殺統計で過去最少となります。

（図1-1）

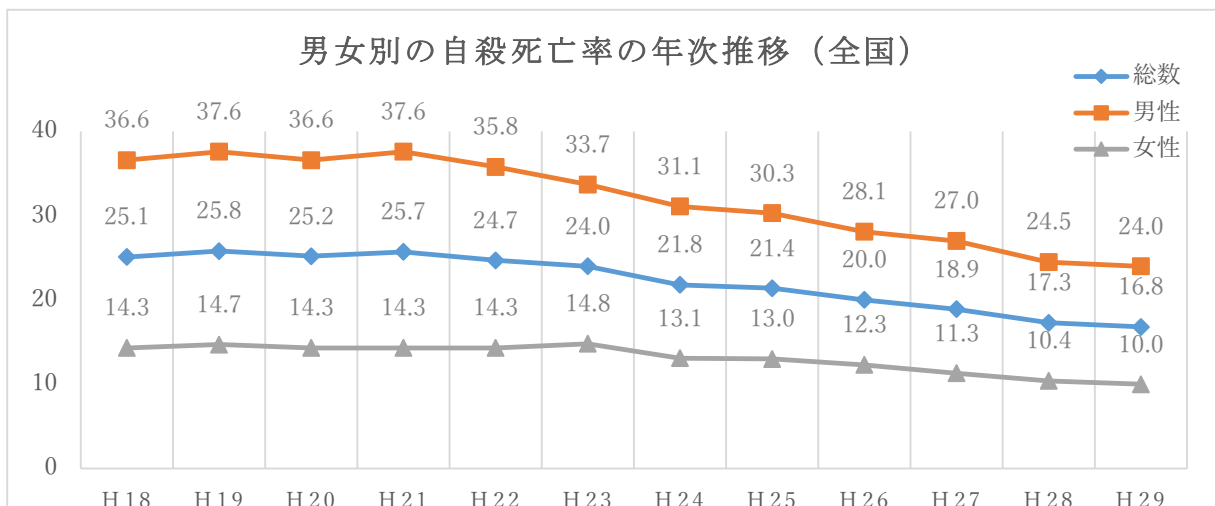


資料：警察庁 自殺統計

平成 29 年の自殺死亡率は 16.8 となり、平成 22 年以降は 8 年連続の減少であり、昭和 53 年から開始した自殺統計で過去最少となります。

自殺死亡率の推移（図 1-2）を男女別にみると男性は 8 年連続、女性は 6 年連続で低下しました。また、男性の自殺死亡率は女性の約 2.4 倍となります。

（図 1-2）

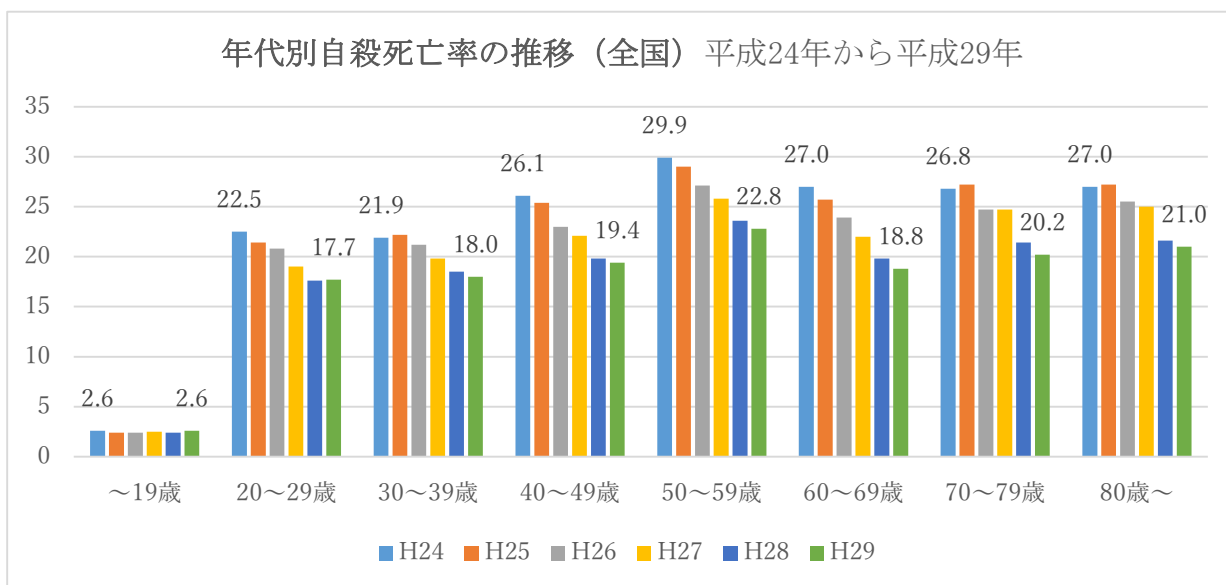


資料：警察庁 自殺統計

自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

全国の年代別の自殺死亡率の推移（図 1-3）は、平成 24 年からの 30 歳代以上の各年代では、減少傾向にありますが 19 歳以下は、ほぼ横ばいとなります。また、平成 29 年は 19 歳以下及び 20 歳代については、前年より微増となります。

（図 1-3）



資料：警察庁 自殺統計

自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

# 第3章 日野市の自殺の現状

## I. 日野市の自殺の現状

### (1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

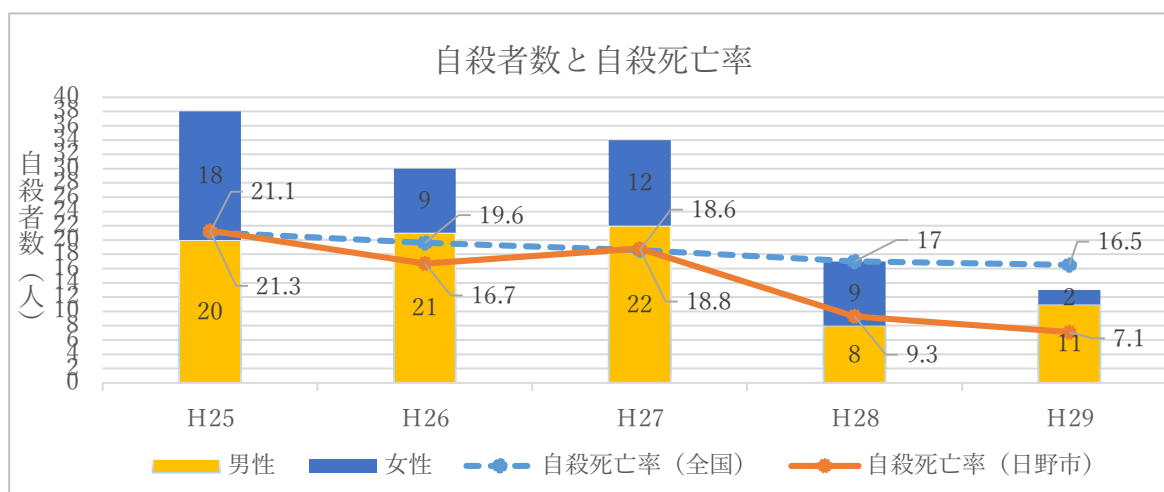
日野市における「自殺者数と自殺死亡率」(表2-1)の状況をみると自殺者数、自殺死亡率ともに、ばらつきはあるものの、平成28年、平成29年は大幅に減少しています。

表2-1 自殺者数と自殺死亡率 (人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者数	38	30	34	17	13
自殺死亡率	21.3	16.7	18.8	9.3	7.1

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】  
自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

(図2-1)



### (2) 男女別自殺者数

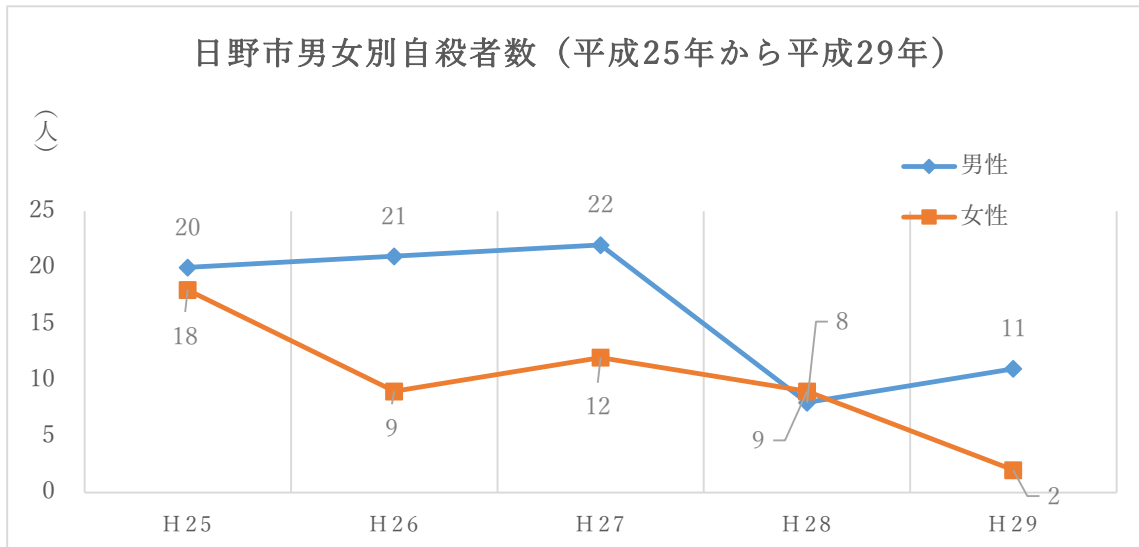
日野市における「男女別自殺者数」(表2-2)の状況をみると、自殺者全体の男女別構成は男性が82人(62.1%)、女性が50人(37.9%)、男女比ではおおよそ3:2の割合となります。全国と比べ女性の比率が高い傾向にあります。

表2-2 男女別自殺者数 (人)

性別	平成25~29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
男性	82	20	21	22	8	11
女性	50	18	9	12	9	2

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(図 2-2)



## (3) 年代別自殺者数

日野市における「年代別自殺者数」(表 2-3) の状況を見ると、40 歳代男性が最も多く、続いて 30 歳代、20 歳代男性などの働き盛りの男性が多い傾向があります。

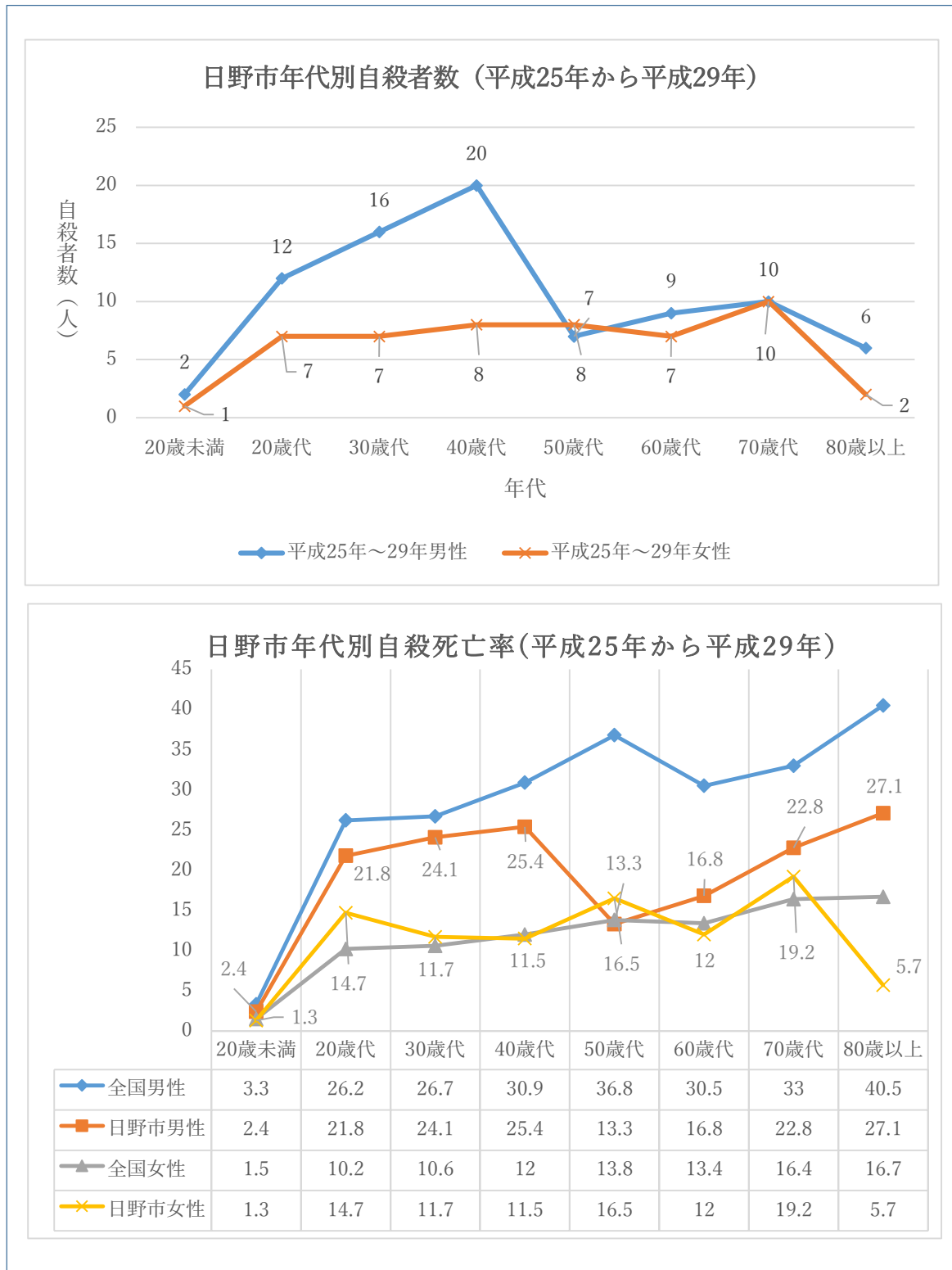
また、年代別自殺死亡率(図 2-3)を見ると男性の自殺死亡率については、全ての年代で全国平均値よりも低くなっていますが、一方、女性については、複数の年代で全国平均値を上回り自殺死亡率が高い状況にあります。

表 2-3 年代別自殺者数

(人)

年代	平成 25～29 年			平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	総数	男	女	総数	総数	総数	総数	総数
～19	3	2	1	1	0	1	1	0
20～29	19	12	7	6	4	4	3	3
30～39	23	16	7	8	6	5	2	1
40～49	28	20	8	2	7	9	7	3
50～59	15	7	8	8	0	6	0	1
60～69	16	9	7	4	5	3	2	2
70～79	20	10	10	8	4	6	1	1
80～	8	6	2	1	4	0	1	2
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0
計	132	82	50	38	30	34	17	13

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」(2018)

自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

(4) 原因・動機別

日野市における「原因・動機別自殺者数」(表 2-4) の状況をみると、「健康問題」が一番多く、「不詳」を除くと次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の順となります。

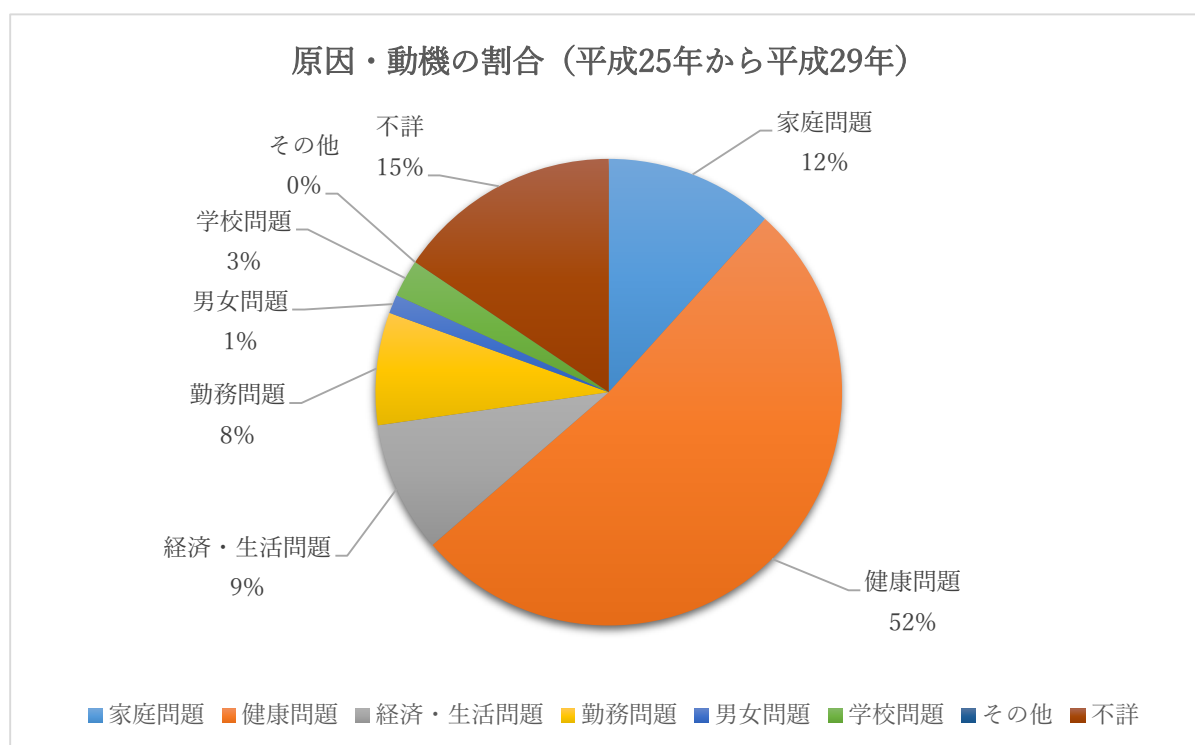
しかし、自殺に至る要因は時と共に変化し、ひとつではなく、多くの場合は、複数の要因が複合的に連鎖していると言われてます(図 2-5)。

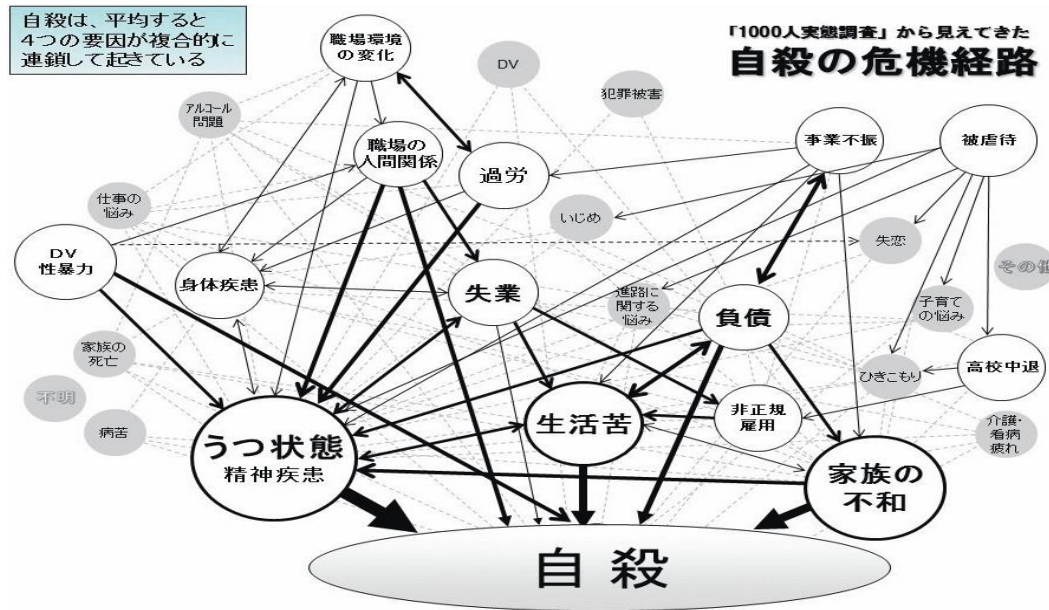
表 2-4 原因・動機別自殺者数 (人)

原因・動機	平成 25~29 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	総数	総数	総数	総数	総数	総数
家庭問題	18	4	1	6	6	1
健康問題	80	24	21	21	11	3
経済・生活問題	14	5	1	3	2	3
勤務問題	12	4	1	2	3	2
男女問題	2	1	0	1	0	0
学校問題	4	2	1	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
不詳	24	4	5	6	2	7
計	154	44	30	40	24	16

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(図 2-4)





出典：「NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク」自殺実態 1000 人調査

(5) 支援が優先されるべき対象群

平成 25 年から 29 年の 5 年間に於ける日野市の自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、自殺でなくなる人の割合が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位 5 区分(表 2-5)が示されました。

また、この属性情報から、日野市における重点施策として、「高齢者」・「生活困窮者」・「勤務・経営」に対する取組が推奨されました。

表 2-5 支援が優先されるべき対象群

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	19	14.4%	30.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:女性 60 歳以上無職同居	16	12.1%	16.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位:男性 40~59 歳有職同居	10	7.6%	10.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4 位:女性 40~59 歳無職同居	9	6.8%	14.4	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5 位:男性 20~39 歳無職同居	8	6.1%	45.0	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※「背景にある主な自殺の危機経路」とは

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンクが行った500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という)は、性別、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになった。(詳細は『自殺実態白書2013』(NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク))

## 第4章 自殺問題の解決に向けて

### I. 日野市のこれまでの主な取組

日野市では、平成27年3月に策定した「日野市自殺総合対策基本計画」に基づき、事前予防、危機対応、事後対応の三段階で対策を行ってきました。

#### (1) 事前予防（一次予防）

心身の健康の保持についての取組や、自殺の正しい知識や理解等の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階で予防する取組

##### ●自殺対策啓発事業講演会

・自殺の実態や予防に関する情報を知ってもらうことを目的に、講師を招き市民を対象に年1回講演会を開催しています。

##### ●相談窓口に関する情報提供

・市役所庁舎内や図書館、児童館等で、相談先を掲載したリーフレットを配布することにより、各種相談窓口の情報を提供しています。

##### ●若年層対策

・ご遺族の講演と無念にも亡くなった人たちのパネルを展示し、命の大切さを深く感じ考える機会となる「いのちの学校」を市内各中学校で開催しています。

#### (2) 危機対応（二次予防）

現に起こりつつある自殺の危機に介入し、自殺を防ぐ取組

##### ●ゲートキーパーの養成

・市職員を対象にして、自殺対策の理解及び危険性の高い市民の早期発見・早期対応についてのゲートキーパー養成研修を毎年実施しています。

##### ●児童生徒への相談窓口に関する情報提供

・市内中学校全生徒や図書館、児童館等で、相談先を掲載したカードを配布し、悩みを抱えたときに家族や学校の他にも相談先があることの情報を提供しています。

#### (3) 事後対応（三次予防）

不幸にして自殺や自殺未遂がおこってしまった場合の、家族や周辺の人への影響を最小限にし、また、新たな自殺を防ぐ取組

##### ●自死遺族等の集いの開催、遺族等への情報提供

・身近な方を自死（自殺）で失った方々が集い、それぞれの体験や気持ちを安心して、語り、聴き合うことで悲しみや喪失感の緩和を図る、自死遺族等支援事業「日野市・多摩市わかち合いの会」を近隣市との広域連携事業として開催しています。

##### ●救急医療機関への情報提供

・市立病院や近隣市の救急医療機関へリーフレットを配架することで、相談先を周知しています。また、三次救急医療機関の臨床心理士、ケースワーカー等との連携について検討しています。



# 第5章 日野市自殺総合対策基本計画

## I. 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）

### 目指すべき姿

市民一人ひとりがかげがえのない「生命（いのち）」の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現に向けた施策を総合的に実施し、市民個人とその家族を含めた周囲の人々の、心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進します。

### 基本的な方向性（目標）

基本的な方向性とは、地域で自殺対策を推進するための取組で、日野市では次の5項目となります。

1. 自殺に対する市民意識の向上と地域での支援推進

2. 相談窓口の質の向上

3. 支援者ネットワークの充実

4. 日野市近接地域との連携

5. 地域の実態に即した重点的な支援

基本施策※注2

重点施策※注3

これらの施策それぞれを強力に連動させ、さらに「生きる支援に関連する事業」※注4と合わせて、総合的かつ包括的に推進することにより、日野市における自殺対策の基盤を強化します。

#### ※注2：基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組となります。

#### ※注3：重点施策

重点施策とは、日野市の現状や地域自殺実態プロフィールから見えてきた自殺対策の課題に対して、特に強化すべき取組となります。

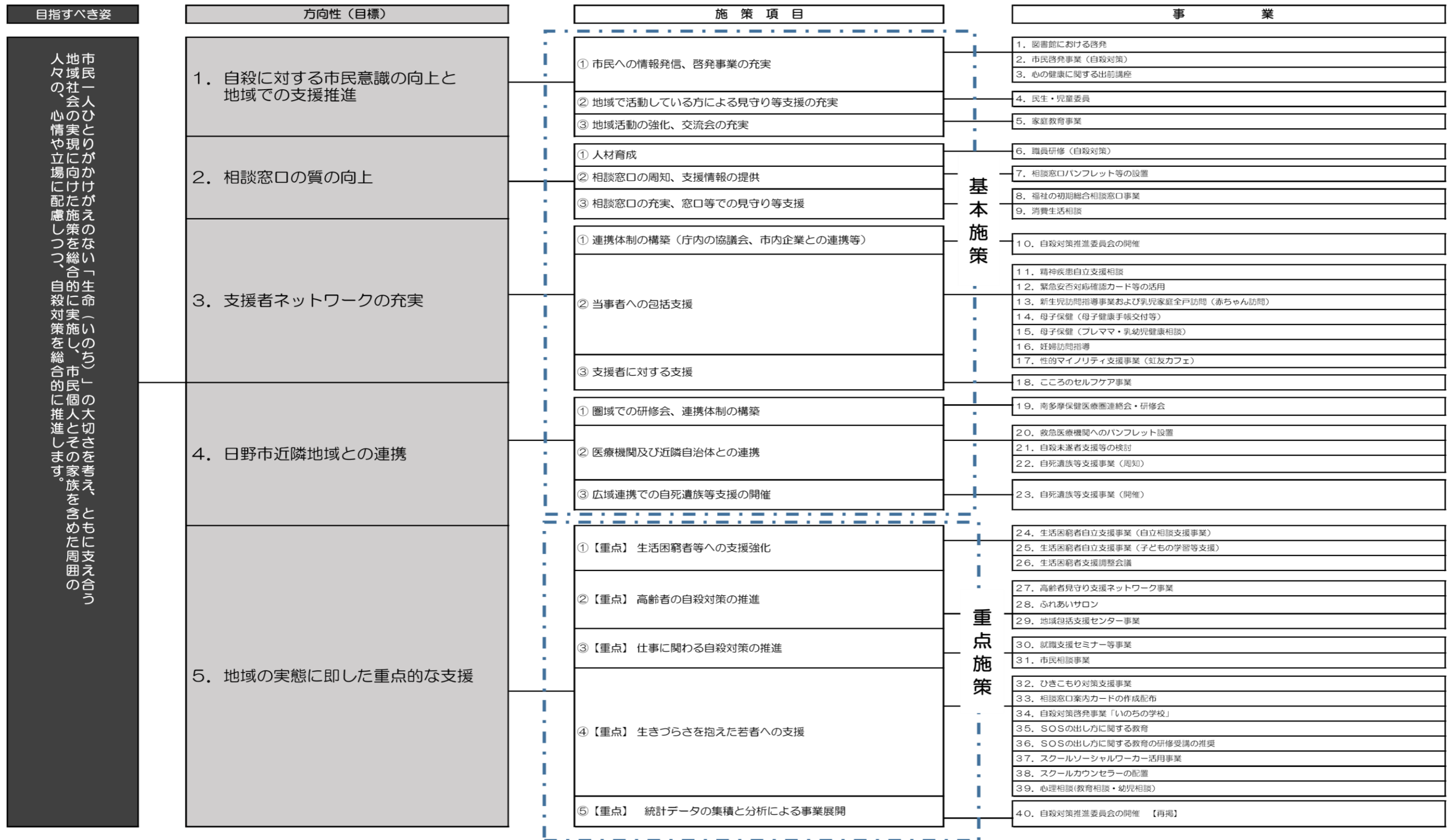
#### ※注4：生きる支援に関連する事業

生きる支援に関連する事業とは、日野市において既に行われている様々な事業を、自殺対策の視点で捉え直したものです。



## II. 目指すべき姿・基本的な方向性(目標)の施策体系図

【施策体系図】



※ 方向性(目標)5は、日野市の現状や地域自殺実態プロフィールから見えてきた自殺対策の課題に対して、特に強化すべき取組となります。



### Ⅲ. 目標を実現するための施策項目・事業

#### 方向性（目標）1 自殺に対する市民意識の向上と地域での支援推進

##### 施策項目① 市民への情報発信、啓発事業の充実

自殺対策の取組や自殺の現状を広く市民に周知することで、自殺に対する誤った認識や偏見をなくすなど理解を深めるために、情報発信や啓発事業を行います。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
1	図書館における啓発	図書館と連携し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」等をテーマにした図書の展示や関連情報の提供を行う。	図書館	継続	開催回数 2回	開催回数 2回
2	市民啓発事業 (自殺対策)	広く市民を対象とした、自殺対策に関連する講演会を開催し、自殺の実態や防止に関する取り組みについて普及啓発を行う。	ホーフティネットコールセンター	拡充	参加人数 170人	参加人数 300人
3	心の健康に関する 出前講座	心の健康についての出前講座に関する情報発信をし、依頼のあった団体に対し講座を行う中で、自殺問題とその対応についても言及し、当該問題に関する市民の理解促進を図る。	健康課	拡充	開催回数 5回	開催回数 10回

##### 施策項目② 地域で活動している方による見守り等支援の充実

地域で活動している方が、悩みを抱えている人の存在に気づき、寄り添い、必要に応じて専門家等につなぐなどの支援の充実を目指します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
4	民生・児童委員	地域の相談・支援等の活動の円滑化のために、民生・児童委員が地域で支援を必要とする人々と行政機関との橋渡し役となる。	福祉政策課	継続	定数 97%	定数 100%

##### 施策項目③ 地域活動の強化、交流会の充実

地域の活動や子育て世代の交流など、さまざまな機会を通じて「いのち」の大切さについての、市民の理解を深めます。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
5	家庭教育事業	家庭教育事業の一つとして、保護者や子育てに関心のある方を対象に、「いのち」大切さへの気づきにつながる内容での講演会等を行い、保護者や子どもたち等が命の大切さについて考えるきっかけとする。	生涯学習課	継続	—	—

## 方向性（目標）2 相談窓口の質の向上

### 施策項目① 人材育成

自殺を考えている人の存在に気づき、適切な支援につなぐことができる人材を育成するため、市職員や相談等の支援を行う従事者を対象に研修を実施します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
6	職員研修（自殺対策）	初級研修：市民との接点が多い職員を対象に、気づき・声掛けを中心とした研修を実施。 中級研修：相談業務に携わる職員には、適切対応のための講義及びグループワークなどを中心とした研修を実施。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 初級研修（1回） 中級研修（1回）	開催回数 初級研修（1回） 中級研修（1回）

### 施策項目② 相談窓口の周知、支援情報の提供

本人や地域関係者が相談機関や窓口の存在を知らなければ、問題を抱えたときに適切な支援へとつながることが出来ないため、必要な時に支援情報が入手できるように、相談窓口などを周知します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
7	相談窓口パンフレット等の設置	適切なサービスを利用できるように、相談先の情報や各種福祉窓口などを紹介するリーフレットを本庁舎内のみならず、図書館や児童館、福祉支援センターなどの施設に配架する。	セーフティネットコールセンター	継続	設置 —	設置 常設

### 施策項目③ 相談窓口の充実、窓口等での見守り等支援

生活問題や経済問題、心の健康面など複数の問題を抱える相談者からの相談を総合的に受けることで、必要な支援へつなぐことが出来るように、相談窓口の充実を図ります。

また、さまざまな相談等を受ける際、当人や家族の抱える問題に応じて、関係機関と連携、見守り等の支援を強化します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
8	福祉の初期総合相談窓口事業	自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、各種相談を総合的に受ける窓口への早期のつなぎと対応に努めるとともに、関係機関と連携した支援を行う。	セーフティネットコールセンター	継続	相談件数 2,141件	相談件数 2,460件
9	消費生活相談	消費生活相談の内容に応じて、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、他機関へつなぐことができるようにする。	地域協働課	継続	—	—

## 方向性（目標）3 支援者ネットワークの充実

### 施策項目① 連携体制の構築（庁内の協議会、市内企業との連携等）

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。庁内関係部署の代表や支援者、市民等で構成する委員会等を活用するなどして連携体制を構築します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
10	自殺対策推進委員会の開催	自殺対策を総合的に推進するため、庁内関係部署の代表や有識者、支援者等で構成する日野市自殺総合対策推進委員会を開催し、基本計画の進捗状況を確認し自殺対策に関する情報を共有する。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 2回	開催回数 2回

### 施策項目② 当事者への包括支援

自殺に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されている支援者ネットワーク等と自殺対策の視点からの連携を強化し、個々の状況に応じた関係機関と連携しての支援を行います。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
11	精神疾患自立支援相談	精神疾患を有すると思われる者及びその家族に対し、相談、訪問、面談、指導及び精神科等の医療機関への同行支援等を行う。	セーフティネットコールセンター	継続	相談件数 58件	相談件数 65件
12	緊急安否対応確認カード等の活用	緊急的なケースに適切な支援や対応を行うために、関係各課で経過等を「確認カード」により情報共有し、連携して支援を行う。	健康福祉部各課	継続	支援件数 7件	支援件数 10件
13	新生児訪問指導事業および乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	新生児訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問といった、乳児を抱える保護者との接触機会のある事業を活用し、育児に不安を抱えるなど自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、個々の状況に応じた支援を関係機関と連携して行う。	健康課	継続	訪問指導割合 94.2%	訪問指導割合 100%
14	母子保健（母子健康手帳交付等）	母子健康手帳交付や妊婦健康診査などの機会を捉え、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、関係機関と連携して支援を行う。	健康課	継続	妊婦面接実施率 99.5%	妊婦面接実施率 100%
15	母子保健（プレママ・乳幼児健康相談）	専門職が妊婦や子育て中の保護者に個別相談を実施することで、自殺リスクの高い保護者に対する支援の充実を図る。	健康課	継続	—	—
16	妊婦訪問指導	妊娠届時の保健師等による面接での接触を活用し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実を図る。	健康課	継続	—	—
17	性的マイノリティ支援事業（虹友カフェ）	性的マイノリティの方の多くは、自らの状況を周囲に打ち明けられずにいる。性別違和の方の6割が自殺を考え、3割が自殺未遂や自傷行為を行っていると言われている。このような状況の中で、当事者同士や家族等が気兼ねなく心落ち着ける交流スペースを提供することにより、誰にも言えず苦しんでいる人々の負担を少しでも軽くし、自殺の未然防止を図る。	男女平等課	新規	開催回数 —	開催回数 12回（毎月）

### 施策項目③ 支援者に対する支援

相談窓口スタッフやケースワーカー、介護従事者等が日頃抱える課題の解決や悩みの解消を図り、心身面における健康の維持を図ります。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
18	こころのセルフケア事業	市職員や民間団体の従事者、介護者(家族)など支援者の心の健康を維持する。	セーフティネットコールセンター	新規	講演会等回数 —	講演会等回数 2回



## 方向性（目標）4 日野市近接地域との連携

### 施策項目① 圏域での研修会、連携体制の構築

自殺対策を効果的に展開するためには、日野市だけでなく国や都、近接地域と連携した、一体的な推進が必要であることから、研修会や連絡会による情報共有や連携体制の強化を図ります。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
19	南多摩保健医療圏連絡会・研修会	南多摩保健所が中心となって開催する、南多摩保健医療圏の支援者向けの研修会や意見交換等を行うための連絡会に積極的に参加することで、近隣市等との情報共有や連携体制の強化を図る。	セ・ファイネットコールセンター	継続	連絡会等参加 随時参加	連絡会等参加 随時参加

### 施策項目② 医療機関及び近隣自治体との連携

自殺未遂者や既遂者の遺族に対する支援については、日野市だけでなく、広域での対応が必要であることから、近接地域の自治体や医療機関とで情報を共有し、支援が必要な方々への情報発信や支援体制の構築についての検討を行います。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
20	救急医療機関へのパンフレット設置	通院中や緊急搬送された本人及び家族が、適切なサービスを利用できるように、緊急医療機関に相談先の情報や各種福祉窓口などを紹介するリーフレットを設置する。	セ・ファイネットコールセンター 地域医療連携室	拡充	設置箇所数 2箇所	設置箇所数 5箇所
21	自殺未遂者支援等の検討	日野市内の救急医療機関及び近接地域の救急医療機関と連携し、自殺未遂者をフォローアップできる仕組みについて検討する。	セ・ファイネットコールセンター	継続	開催回数 —	開催回数 1回
22	自死遺族等支援事業(周知)	死亡届時に配布する手続き案内に、自死遺族支援についての情報を掲載し、開催を周知をする。多摩地区の葬祭業者関連事業所に、チラシを配架する。	セ・ファイネットコールセンター	継続	配布枚数： 6,000枚	配布枚数： 6,500枚

### 施策項目③ 広域連携での自死遺族等支援の開催

自死遺族の心情に配慮した、参加しやすい自死遺族等支援事業「わかち合いの会」を、近隣市や遺族支援に関わる団体と連携して開催します。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
23	自死遺族等支援事業(開催)	家族や友人など、身近な方を自死(自殺)で失った方々がつどい、それぞれの体験や気持ちを安心して、語り合い、聴き合う場である「わかち合いの会」を、多摩市と連携して開催する。	セ・ファイネットコールセンター	継続	開催回数 12回(毎月)	開催回数 12回(毎月)

## 方向性（目標）5 地域の実態に即した重点的な支援

### 施策項目① 生活困窮者等への支援強化

日野市における、過去5年間（平成25年～29年）の自殺者数132人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は14人となっています。生活困窮の背景には、失業や多重債務、介護、健康など多様な問題が、複合的に絡み合っていることが多い状況です。生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や人間関係などのさまざまな問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。そのため、生活困窮部門と関係部署が連携しながら、包括的な支援を図っていきます。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
24	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	生活保護に至る前の生活困窮者の経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、一人ひとりの支援プランを作成し継続的に支援を行う。	セーフティネットコールセンター	継続	相談件数 911件	相談件数 1,050件
25	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習等支援）	子どもに対する学習支援や居場所支援を通じて、本人や家庭の抱える問題の早期発見と対応に努めるとともに、関係機関と連携して支援を行う。	セーフティネットコールセンター	拡充	支援者数 55人	支援者数 100人
26	生活困窮者支援調整会議	生活困窮者自立支援制度に関する、庁内関係部署の代表や関係機関などを招集し、相互の機能や役割などについて情報共有することで、連携体制の強化を図る。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 1回	開催回数 1回

### 施策項目② 高齢者の自殺対策の推進

日野市では、過去5年間（平成25年～29年）で、132人（男性82人、女性50人）が自殺で亡くなっています。そのうち44人が60歳以上と、3人に1人という高い割合を高齢者が占めています。自殺死亡率を見ますと、男性については、全国より10ポイント以上低いものの、女性においては70歳代が19.2と全国16.4と比べて、特に高くなっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の発見が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まることもあるため、行政・民間団体等の支援等を活用し、包括的な支援を進めていきます。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
27	高齢者見守り支援ネットワーク事業	市に登録している地域の協力者の方々等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	高齢福祉課	拡充	見守推進員数 190人 協力事業所数 470箇所	見守推進員数 205人 協力事業所数 510箇所
28	ふれあいサロン	サロンを主催している関係者にゲートキーパー研修を行うことで、相談等を受ける際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関と情報を共有し、適切なつなぎを行う。	高齢福祉課	継続	設置数 10箇所	設置数 13箇所
29	地域包括支援センター事業	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることにより、困難な状況に陥った高齢者の早期発見と対応に努めるとともに、関係機関と連携しての活動を円滑に行う。	高齢福祉課	拡充	支援件数 41,500件	支援件数 43,000件

### 施策項目③ 仕事に関わる自殺対策の推進

日野市における、過去5年間（平成25年～29年）の自殺者数132人のうち、職業状況別に見ると、有職者の自殺は計46人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が3人、「被雇用者・勤め人」が43人となっています。有職者の自殺の背景には、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわるさまざまな問題をきっかけとして、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺に至る過程においては、勤務問題が少なからぬ影響を及ぼしている可能性も考えられます。

そのため、ハローワークをはじめとした外部機関等と連携しながら、仕事に関する問題の啓発を行うとともに、雇用の安定に向けた事業の共催等を行います。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
30	就職支援セミナー等事業	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等をハローワークや仕事センターとの共催により実施。	産業振興課	継続	開催回数 26回	開催回数 26回
31	市民相談事業	市民からの法律・税務・労働等に関する悩みごとを、広く窓口及び電話で受ける。	市長公室	継続	開催回数 208回	開催回数 208回

### 施策項目④ 生きづらさを抱えた若者への支援

日野市における、過去5年間（平成25年～29年）の自殺者数132名のうち、20歳未満の自殺者数は3名となっており、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。また、自殺死亡率は全国の平均値よりも低い状況にあります。

しかし、過去5年間（平成25年～29年）の20歳代の自殺者数は19名、30歳代は23名となっており、40歳未満の自殺者数が45名で、およそ3人に1人という高い割合を若年層が占めています。

若者への支援では、早い時期から自殺の背景にあるさまざまな問題への対処方法や、支援先に関する情報を与えたりすることで、青年期から高齢期までの長い人生における、自殺リスクを低減することが期待できます。

このことから、日野市では、若年層対策を重点施策の1つとして位置づけ、児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努め、地域の関係者等と連携するなど、包括的な支援に取り組んでいきます。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
32	ひきこもり対策支援事業	ひきこもり当事者とその家族の悩みごとや自立に向けての相談や講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する参加者の理解促進を図る。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 個別相談会：13回 家族のつどい：6回	開催回数 個別相談会：12回 家族のつどい：6回 セミナー：1回
33	相談窓口案内カードの作成配布	児童生徒を対象とした、主な相談窓口をわかりやすく示したカード型のリーフレットを作成し、市内小中学校及び図書館、児童館に配布することで、適切な相談を利用できるようにする。	セーフティネットコールセンター	拡充	配布 中学校全生徒	配布 中学校全生徒 および小学校5年、6年生の全児童

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
34	自殺対策啓発事業 「いのちの学校」	自分を大切にすると同時に、相手を思いやれる気持ちを育成するために、市内中学校で、ご遺族の講演やパネルの展示会による命の大切さについての授業を行う。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 3校	開催回数 3校
35	SOSの出し方に関する教育	市内小中学校の児童生徒が自己肯定感を持てるように支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対し、援助希求行動がとれるように、市内全校で授業を実施する。	学校課	新規	実施校数 —	実施校数 25校 (全小中学校)
36	SOSの出し方に関する教育の研修受講の推奨	市内小中学校の児童生徒が自己肯定感を持てるようにする授業づくりや、児童生徒が危機的状況に対し、援助希求行動をとれるようにする教育に関する研修について、教職員に対し受講を推奨する。	セーフティネットコールセンター	新規	研修参加者数 —	研修参加者数 25人以上
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒本人や、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決を図る。	教育支援課	拡充	相談員数 4名	相談員数 8名
38	スクールカウンセラーの配置	心理の専門職員を配置し、児童生徒や保護者の心理・内面に焦点をあてたカウンセリングを行い、個々の悩みや問題の解決に向けた支援を行う。	学校課	継続	—	—
39	心理相談 (教育相談・幼児相談)	子どもの困難な状況を把握するために、心理士による相談、発達面や精神面でのアセスメントを行い、必要時には関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供する。	発達支援課 教育支援課	継続	—	—

### 施策項目⑤ 統計データの集積と分析による事業展開

自殺の実態は、未だに明らかでない部分が多いことから、より実態に即した効果的な対策を行うために、地域自殺実態プロファイルを活用するなど、地域の特性を踏まえた実態解明を行うことが重要です。

このことから、統計データ等の集積と分析を行い、日野市の自殺の傾向を把握し、地域自殺対策政策パッケージなども活用して、適宜事業内容等見直しを行い、効果的な事業展開を図ります。

	事業	事業内容	担当課	区分	行動指標 (2017年度)	行動指標 (2023年度)
40	自殺対策推進委員会の開催【再掲】	庁内関係部署の代表や有識者、支援者等で構成する日野市自殺総合対策推進委員会で、日野市の自殺の傾向を把握し、効果的な事業推進に向けた検討を行う。	セーフティネットコールセンター	継続	開催回数 2回	開催回数 2回

## IV. 推進体制

### (1) 基本計画の推進体制

自殺総合対策を推進していくため、市長を中心に庁内の関係各課が連携するとともに、関係する各機関・団体、日野市周辺地域とも連携体制を強化していきます。

計画に基づく施策を着実に実施するため、日野市自殺総合対策推進委員会において具体的な取組状況の把握や、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」の4段階によるPDCAサイクルを展開し、関係部署関係機関等と連携しながら、本計画を推進します。

計画を推進していく中では、「日野市自殺総合対策推進委員会」※注5および「自殺対策推進コーディネーター」※注6を活用した事業の進行管理を行います。

### (2) 進行管理

施策に基づく具体的な事業については、定期的実施状況を「日野市自殺総合対策推進委員会」で確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、基本計画全体については、各事業に対する検証、評価を行った結果や法律の改正など国等の動向も踏まえて、見直しを検討していきます。

その他にも、地域自殺実態プロファイルを活用するなど、「自殺対策推進コーディネーター」が統計データ等の集積と分析を行い、日野市の自殺の傾向や地域特性の実態解明を行うことで、効果的な事業展開につなげます。

なお、生きる支援に関連する事業については、それぞれの関係部署が主体となって進行管理を行います。

#### ※注5：日野市自殺総合対策推進委員会

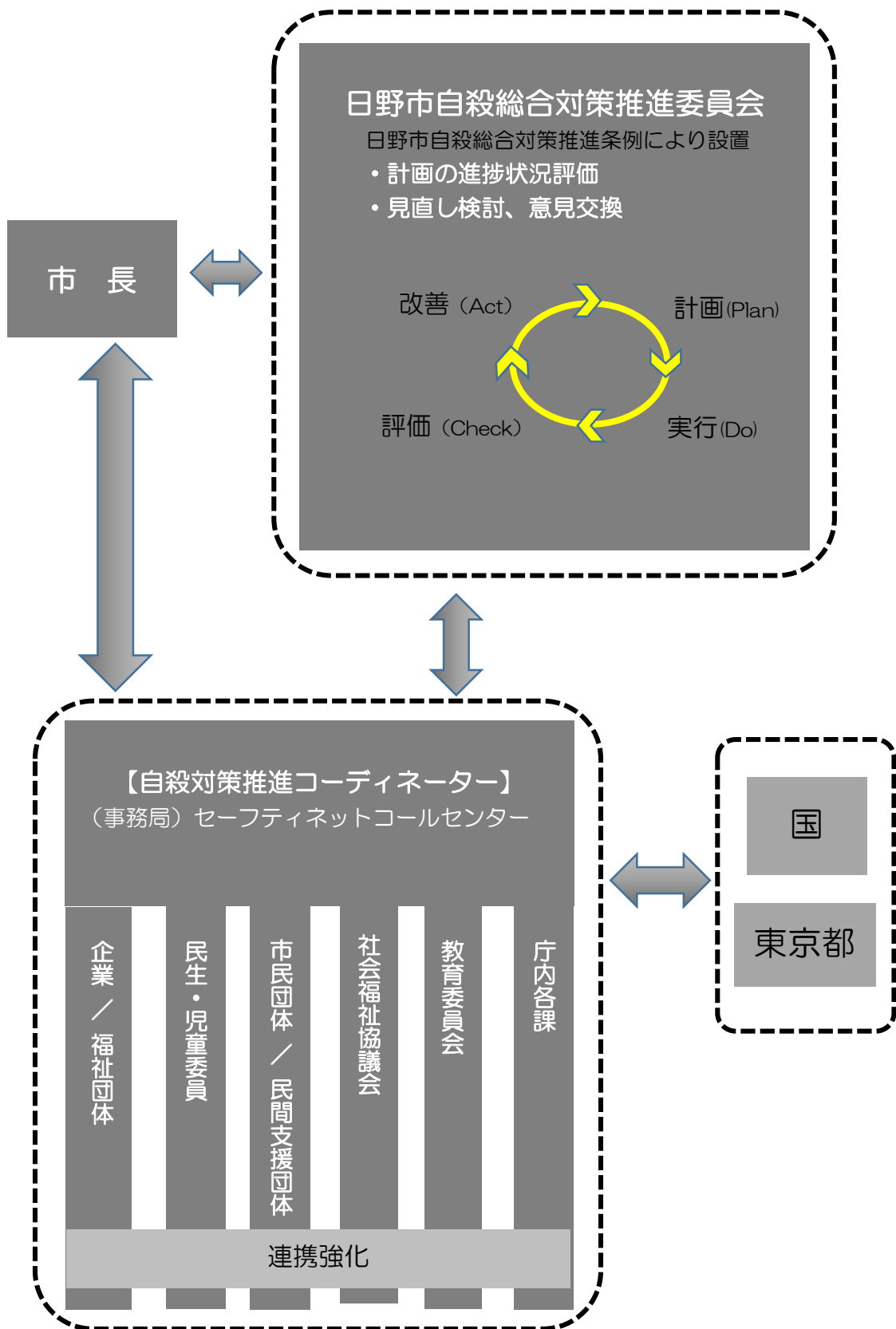
自殺対策に関係する機関・団体をはじめ、有識者、市民、支援者、医療機関、事業者、市の管理職などで組織する委員会です。日野市の自殺対策事業が関係各課及び関係機関・団体等の連携のうえ、効果的に実施されているか、その進捗状況を確認し、見直しの検討や意見交換等を行います。

また、国・東京都の自殺対策と連動した取組等の情報交換を行います。

#### ※注6：自殺対策推進コーディネーター

健康福祉部セーフティネットコールセンターは相談窓口となるとともに、自殺対策コーディネーターとして事業を推進します。関係各課及び関係機関・団体等の協力・連携の促進を図ることにより、自殺対策事業を推進し、実施状況を日野市自殺総合対策推進委員会に報告します。

【自殺総合対策の推進体制のイメージ図】



## V. 生きる支援に関連する事業の概要

生きる支援に関連する事業は、日野市において既に行われている様々な事業を、自殺対策の視点で捉え直したものです。事業の推進及び進行管理は、それぞれの担当課が主体的に行ないます。

1. 自殺に対する市民意識の向上と地域での支援推進				
	事業	事業内容	担当課	区分
1	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	市のホームページや広報誌等は、住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発のための、相談会や各種事業・支援策等に関する情報を、直接住民に提供することができる。	市長公室	継続
2	健康普及事業	健康講座は日々の健康増進を主な目的としたものであるが、講座のテーマが、自殺問題とその対応についても言及することが可能なものであった場合、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。また、健康講座の際にゲートキーパー関係のパンフレットを配布するなどして、その周知を図ることができる。	保険年金課	継続
3	成人事業	「生きづらさ」、「LGBT」などの現代社会特有のテーマに対して、専門知識を持つ識者の座学を受講できる機会を提供することで、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。	中央公民館	継続
4	学校施設開放事業	学校施設のスポーツ開放・教室開放による、市民の社会教育活動および地域社会の活動を通じて、住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会とすることができる。	生涯学習課	継続
5	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や、子育てに係る相談の場があることが、助け合える関係を構築する貴重な機会とすることができる。	子ども家庭支援センター	継続
2. 相談窓口の質の向上				
6	医療福祉相談窓口	ソーシャルワーカーによる、医療費や入退院についての相談の中で、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、他機関の紹介を行う。	地域医療連携室	継続
7	職員の研修事業	職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進することができる。	職員課	継続

8	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	身体・知的障害者相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、相談者の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる。	障害福祉課	継続
9	障害者及び障害児支援事務に関する事務	日常生活が困難な心身障害者（児）の社会参加のための手当や、難病患者等への手当を支給する機会を通じて、窓口職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担える。	障害福祉課	継続
10	知っ得ハンドブック	子育てに関する各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックの作成・配布により、適切なサービス利用につながり、生活の質の向上や社会参加の促進等を図ることができる。	子ども家庭支援センター	継続
11	被害者支援事業	犯罪、不慮の事故、災害等により被害にあわれた方やその家族との相談の機会を通じて、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、他機関の紹介を行う。	セーフティネットコールセンター	継続
12	ひとり親家庭のしおり	ひとり親家庭の各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックの作成・配布により、適切なサービス利用につながり、生活の質の向上や社会参加の促進等を図ることができる。	セーフティネットコールセンター	継続
<b>3. 支援者ネットワークの充実</b>				
13	子ども家庭総合相談	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、さまざまな専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し対応することが可能となり、自殺リスクの軽減が期待できる。	子ども家庭支援センター	継続
14	子ども家庭支援センターの運営（子どもと家庭の総合相談支援拠点として相談支援の実施、児童虐待等に関する支援体制の強化と防止対策の充実）	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減が期待できる。	子ども家庭支援センター	継続



15	DV対策及び被害者支援事業	講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすることで、DV被害者への支援に携わる関係者間での理解や認識が深まり、自殺リスクの軽減が期待できる。 また、相談の機会を通じて、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、他機関の紹介を行う。	男女平等課	継続
16	認知症家族介護者交流会	介護従事者(家族)が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる機会を設けることで、支援者相互が支え合い、介護にまつわる負担を軽減することが期待できる。	高齢福祉課	継続
17	女性相談	女性への相談事業(窓口・電話)における、生活・夫婦関係・友人問題の相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応を取ることで、支援への接点となり、自殺リスクの軽減が期待できる。	男女平等課	継続
18	保育カウンセラー	保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に対して、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに、子育てに不安を抱える保護者へカウンセリングをすることにより、保育者・保護者の精神的な負担の軽減が期待できる。	学校課	継続
<b>4. 日野市近隣地域との連携</b>				
19	病院運営	自殺未遂者の診療を行う精神神経科の常勤医はいないが、地域医療に於ける急性期二次救急病院として、他の医療機関と連携し専門的治療に繋げることで、自殺リスクの軽減が期待できる。	医事課	継続

5-①. 地域の実態に即した重点的な支援（生活困窮者等への支援強化）				
20	公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、滞納整理の機会を通じて、窓口職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担える。	財産管理課	継続
21	公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	財産管理課	継続
22	納税相談、納税交渉	納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談の中で必要があれば他機関につなぐなどの対応を取ることで、支援への接点となり、自殺リスクの軽減が期待できる。	納税課	継続
23	滞納整理業務嘱託員事務	相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	納税課	継続
24	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務手続きの機会を通じて、保護者等から家庭状況に関する相談があれば、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じ、担当職員等が気づき役、つなぎ役としての役割を担える。	庶務課	継続
25	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学援助に関する事務手続きの機会を通じて、保護者から家庭状況に関する相談があれば、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じ、担当職員等が気づき役、つなぎ役としての役割を担える。	庶務課	継続
26	ひとり親家庭等医療費助成事務及び児童扶養手当等支給事務	現況届等の窓口での事務手続きを通じて、受給者から家庭状況に関する相談があれば相談先一覧等のリーフレットの配布を行うなど、情報提供の場としての役割を担っている。	子育て課	継続
27	生活保護各種扶助事務	扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い方達へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。保護費支給により、生活状況の安定を図ることにより、自殺のリスクの軽減が期待できる。	生活福祉課	継続

28	法外援護事務	法外援護の緊急援護によって、金銭及び物資を支給することにより、自殺リスクの高い生活困窮者など当人や家族の問題状況を把握し支援につなぐことで、自殺のリスクの軽減が期待できる。	生活福祉課	継続
29	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	住居確保給付金の面接の機会を通じて、当人や家族の問題状況を把握し支援につなぐことで、自殺のリスクの軽減が期待できる。	セーフティネットコールセンター	継続
30	母子及び父子・女性福祉資金償還業務	償還の未納状態とならないよう予防することや、償還金の収納及び未償還者への対応を行うことにより、支援への接点となり、自殺リスクの軽減が期待できる。	セーフティネットコールセンター	継続
31	低所得者・離職者対策事業	低所得者や離職者に対する、学習塾等の受講費用や高校・大学受験に必要な受験料の貸付に関する相談・受付の機会を通じて、家庭状況に関する聞き取りを行うことで支援への接点となり、家庭問題等の早期発見が期待できる。	セーフティネットコールセンター	継続
<b>5-②. 地域の実態に即した重点的な支援（高齢者の自殺対策の推進）</b>				
32	権利擁護の仕組みづくり	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。相談の中で必要があれば他機関につなぐなどの対応を行うことにより、支援への接点となり、自殺リスクの軽減が期待できる。	福祉政策課	継続
33	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策を念頭に入れた高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	高齢福祉課	継続
34	福祉センターの運営	高齢者が健康で明るい生活を営めるよう支援していくことを目的とした適正な施設運営を行うことで、生きがいや社会参加が期待できる。	高齢福祉課	継続
35	介護相談	介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱えるさまざまな問題を察知し、支援につなげることで、自殺リスクの軽減が期待できる。	高齢福祉課	継続

36	認知症カフェ	認知症の方とその家族が、地域の方や専門職の方と交流する場を設けることで、支援者が相互に支え合い、不安や悩みを軽減することが期待できる。	高齢福祉課	継続
37	認知症高齢者支援（高齢者虐待防止対策）事業	虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることが期待できる。	高齢福祉課	継続
38	（仮）在宅医療・介護連携支援センターの開設	拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、ひいては自殺対策にもなり得る。	在宅療養支援課	新規
<b>5-③. 地域の実態に即した重点的な支援（仕事に関わる自殺対策の推進）</b>				
39	日野市福祉事務所巡回相談	生活保護受給前の相談段階にある者等で、稼働能力及び一定の就労意欲を有する者に対し、ハローワーク八王子による職業相談及び職業紹介など就労支援を行う。	セーフティネットコールセンター	継続
40	中小企業事業資金融資あっせん事業	低利の融資斡旋を通じて、市内事業者の経営の安定化を支援。また、信用保証料の一部を補助することで、事業者の負担軽減を図ることができる。	産業振興課	継続

5-④. 地域の実態に即した重点的な支援（生きづらさを抱えた若者への支援）

41	日野市子ども・子育て支援会議	子どもの保護者、地域で子どもの健全育成に携わる者、子育て支援に関する事業者等からなる委員構成により、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整え、多面的な子育て支援と、保護者等への支援体制強化が期待できる。	子育て課	継続
42	放課後子ども教室「ひのっち」	放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全安心な居場所を提供する。	子育て課	継続
43	アンケート調査	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点になり得る。	学校課	継続
44	生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	教職員向け研修の中で、自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。	学校課	継続
45	いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺リスクの軽減が期待できる。	学校課	継続
46	PTA活動の支援	日野市立小中学校PTA協議会の活動を色々な側面から支援することにより、地域の子どもや家庭を地域で見守る地域力の強化を図る。	学校課 生涯学習課	継続



## 資料編

- 資料一Ⅰ 日野市自殺総合対策基本計画の改訂経過
- 資料一Ⅱ 日野市自殺総合対策推進委員会 委員名簿
- 資料一Ⅲ 日野市自殺総合対策推進条例
- 資料一Ⅳ 自殺対策基本法（平成28年4月改正）
- 資料一Ⅴ 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）





## I 日野市自殺総合対策基本計画の改訂経過

平成 29 年度

	項目	月 日	主な内容
1	平成 29 年度 第 1 回日野市自殺総合 対策推進委員会	平成 29 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市自殺総合対策基本計画の改訂について</li> <li>自殺総合対策大綱について</li> </ul>
2	平成 29 年度 第 2 回日野市自殺総合 対策推進委員会	平成 30 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村自殺対策計画策定の手引きについて</li> <li>東京都の計画策定等について</li> </ul>

平成 30 年度

	項目	月 日	主な内容
3	平成 30 年度 第 1 回日野市自殺総合 対策推進委員会	平成 30 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市自殺総合対策基本計画の改訂の構成案について</li> <li>計画改訂スケジュールについて</li> </ul>
4	事業棚卸し調査	9 月 7 日 ～11 日	各課が実施している事業と自殺対策との関連についての確認
5	平成 30 年度 日野市自殺総合対策推進 委員会 事務局会議	9 月 26 日	日野市自殺総合対策基本計画【改訂版】の素案等について
6	平成 30 年度 第 2 回日野市自殺総合 対策推進委員会	10 月 29 日	日野市自殺総合対策基本計画【改訂版】の素案等について
7	パブリックコメント	12 月 1 日 から 平成 31 年 1 月 4 日	市民意見募集
8	平成 30 年度 第 3 回日野市自殺総合対 策推進委員会	1 月 22 日	日野市自殺総合対策基本計画【改訂版】の素案等について

## Ⅱ 日野市自殺総合対策推進委員会 委員名簿

(委員長◎ 副委員長○)

区分	所属	氏名(敬称略)
有識者	明星大学 名誉教授	高塚 雄介 ◎
	中央大学 経済学部教授	松丸 和夫 ○
	帝京大学 文学部教授	元永 拓郎 ○
公募市民	市民委員	田中 正昭
	市民委員	河野 瑤子
民間団体	NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク 代表	清水 康之
	NPO 法人 全国自死遺族総合支援センター 代表	杉本 脩子
医療機関	七生病院 院長	杉山 美穂
	おやまクリニック 院長	尾山 博則
福祉事業者	地域包括支援センター あいりん 代表	本村 雄一
民間事業所	日野自動車(株) グローバル人財開発部 労務・健康推進室 ヘルスケア推進グループ長	中野 浩志
民生・児童委員 の代表者	日野市民生・児童委員協議会 南部地区 会長	大澤 晃
関係行政機関	南多摩保健所 地域保健推進担当課長	篠崎 育子
中学校の代表者	日野市立三沢中学校 校長	石村 康代
市職員	教育部長	山下 義之
	教育部 教育指導担当参事	宇山 幸宏
	子ども部長	篠崎 忠士
	健康福祉部長	赤久保 洋司
	日野市立病院 地域医療連携室長	高橋 栄志
事務局	健康福祉部 セーフティネットコールセンター センター長	青木 真一郎
	健康福祉部 セーフティネットコールセンター セーフティネット係長	中川 宗也
	健康福祉部 セーフティネットコールセンター セーフティネット係	遠藤 教行

### Ⅲ 日野市自殺総合対策推進条例

平成 23 年 3 月 30 日

条例第 11 号

#### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 推進体制（第 18 条、第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

付則

このまちで暮らす市民一人ひとりが、日野市民憲章にもうたわれているとおり、いきいきとして、心と体がともに健康で日々を暮らすことができる、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、日野市においても例外ではありません。

これまで個人の問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ他人事とは言い切れません。

自然環境豊かなこのまちで、みんなが幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因や環境について、まち全体で解決するために、一人ひとりが人を大切に、自殺対策の担い手として気付き、ともに健康で、ともに支え合う日野市をつくりあげていくために、この条例を制定します。

#### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、日野市（以下「市」という。）が自殺対策に関して、市民個人と、その家族を含めた周囲の人々の心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえのない「生命」の大切さを考え、ともに支え合う地域社会を実現することに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景にある地域社会的要因を含めたさまざまな要因に起因することを踏まえ、市民一人ひとりがともに支え合うまちづくりと一体となって推進されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、自殺対策について、前条の基本理念にのっとり、国、東京都及び関係機関と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定しなければならない。

2 市は、市民の経済的・精神的な問題のほか、生活上の悩み全般を受け止める相談窓口の整備をすすめなければならない。

3 市は、市内における自殺の実態に応じて、緊急的な対策を要するものについては、速やかな対応をとらなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、労働者が心身ともに健康で職務に従事できるように適切な措置を講じなければならない。

2 福祉・医療・教育などの対人援助サービスを提供する事業主は、特に、自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市や関係機関と連携しながら、サービス受給者がサービス利用に際し、心身ともに健康が保持できるように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携しながら、児童・生徒・学生が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるように適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

(心情及び生活の平穏への配慮)

第7条 市は、自殺対策の実施に当たり、自殺者、自殺未遂者及び自殺を考えている人並びにその周辺の人々の心情や生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置を含めた各種の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本的施策

(自殺総合対策基本計画の策定)

第9条 市は、第1条の目的を達成するため、自殺総合対策基本計画を定め、次条から第19条までに掲げる基本的施策を実施しなければならない。

2 自殺総合対策基本計画は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対

策を総合的に推進するため、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発
- (2) 地域ぐるみでの支援体制の確立
- (3) 緊急性の高い人々への支援
- (4) 家族等周囲の人々への支援  
(調査研究の推進等)

第10条 市は、自殺対策に関して調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第11条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保)

第12条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第13条 市は、職場、学校、地域その他あらゆる機会において、市民が心の健康の保持及び増進のために相談が受けられる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第14条 市は、自殺のおそれがある人の早期発見に努め、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある人に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、専門医療機関等との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策のための連携体制の構築)

第15条 市は、自殺対策推進のために、既存の各種相談窓口の機能を充実させるとともに、悩み事相談窓口を設置し、関係団体との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者及び自殺を考えている人に対する支援)

第16条 市は、自殺未遂者及び自殺を考えている人が再び自殺を図ることがないように、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(周囲の人々に対する支援)

第17条 市は、自殺又は自殺未遂により家族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の家族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 推進体制

(自殺総合対策推進委員会の設置)

第18条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進体制となる自殺総合対策推進委員会を設置するものとする。

(自殺対策推進コーディネーターの設置)

第 19 条 市は、実務的な対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進役となる自殺対策推進コーディネーターを設置するものとする。

第4章 雑則

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## IV 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第一四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

付 則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。



(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りなが

ら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きる」ことの阻害要因を減らし、「生きる」ことの促進要因を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➤ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**

➤ 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きる**ことの包括的な支援として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じたレベル**ごとの対策を**効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

### 第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、**自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺対策プロジェクト、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員<sup>1</sup>の配置・専任部署の設置の促進

## 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

## 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究、検証、成果活用（基幹的自殺研究推進プログラム）
- ・先進的な取組に関する情報<sup>2</sup>の収集、整理、提供
- ・子ども、若者の自殺調査
- ・死因研究制度との連携
- ・オンライン<sup>3</sup>調査の形成等により自殺対策の関連情報を安全に収集・整理・分析

## 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門職などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

## 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

## 6. 適切な精神保健医療福祉サービスの受け入れを行う

- ・精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

## 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり児童生徒、性被害<sup>4</sup>被害者の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティ<sup>5</sup>に対する支援の促進
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要情報共有の周知
- ・自殺対策に資する関係者への支援

## 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連携による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

## 9. 遠ざかれた人への支援を充実する

- ・遠隔の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

## 10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11. 子ども、若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめ被害にいたった子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

日野市自殺総合対策基本計画  
～ともに支え合う地域社会の実現のために～  
《改訂版》

平成 31 年 3 月発行

編集・発行 日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター  
東京都日野市神明1丁目12番地の1  
電話 042-585-1111（代表）

